

令和4年1月28日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として
公共施設の利用制限を強化します。**

豊川市では、新型コロナウイルス感染者数の増加に伴う感染拡大防止対策の一環として、公共施設の利用者数の上限をより厳しい基準とすることとし、利用基準を2月1日より下記のとおり変更します。

記

- 1 利用時間（変更なし）
通常時午後9時以降の利用が可能である施設について、午後9時まで。
 - 2 利用者数の上限
収容定員に対して50%以下
（大声での歓声、声援等の無いことを前提とする場合であっても50%以下とします。）
 - 3 飲食を伴う行事等（変更なし）
不可（ただし、個人で用意する水分の補給を除く。）
 - 4 期間
令和4年2月1日（火）から令和4年2月13日（日）まで
- ※ 各施設の状況、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

（施設利用制限等に関すること）

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール：bunka@city.toyokawa.lg.jp

（広報・ホームページに関すること）

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール：info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。